

原子力小委員会 意見

2014年11月13日

崎田裕子

ジャーナリスト・環境カウンセラー

主催行事と重なっており、早目に退出を予定しており、意見を書面にて提出させていただきます。なお、事故の教訓を踏まえた検討事項を最優先に考える姿勢でまとめていただいたことに賛同の上で、以下の点について申し上げます。

① Ⅱ世界における原子力の位置づけ

○これまで「エネルギーセキュリティの確保（自給率の増強）と、地球温暖化対策にむけたエネルギー分野の温室効果ガス排出量の大幅削減は重要であり、そのために自然エネルギーの積極的な導入と原子力発電が果たす役割は大きい」と発言してきた。（小委員会における主な意見）には自然エネルギーの言及が少なく、含めることを検討いただきたい。

② Ⅲ原発依存度低減の達成に向けた課題

【廃炉に伴う放射性廃棄物の処分】に関し、「発生者責任の原則の下、事業者が自らの問題として、責任をもって処分に向けた取り組みを進める必要がある」とある。

○まず原子力事業者がしっかりと取り組むことは重要ながら、廃炉時に発生する放射性廃棄物（低レベル放射性廃棄物）の処分は300年、400年管理しないといけないものであり、国が関与することも重要であり、それが可能となる仕組みを考えた方が良いと考える。

○また、廃炉の現場からは、放射性物質として扱う必要のない「クリアランス対象」の金属なども大量に発生する。これまで溶融等の加工を経て再利用する方針も示されており、関連産業との連携の下、国民にも見える形で、適切なリサイクルを進めていただきたいと考える。

③ Ⅷ国民、自治体との信頼関係の構築

【原子力立地地域におけるコミュニケーションの強化】として、「立地地域を中心に、（中略）より建設的なコミュニケーションが可能となるためにいかなる工夫がありうるか、（中略）先進事例を参考し検討を進める」とあるが、この点は重要と考える。

○原子力規制委員会設置法に対する衆議院の「地方自治体等が参加する安全体制づくりに関する付帯決議」の中で、原子力規制委員会は「地方公共団体、住民等が編成する地域の組織と、国、原子力事業者及び関係行政機関等との緊密な連携協力体制を整備するため、フランスにおける原子力透明化法に規定される地域情報委員会制度等、諸外国の事例等を踏まえつつ、望ましい法体系の在り方について検討する」こととなっている。

○そのため、原子力規制委員会において検討されると思うが、経済産業省（資源エネルギー庁）においてもこの検討に全力で協力し、一刻も早くこのような場が実現されるよう尽力しなければならないと考える。

以上